

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成28年8月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県埋蔵文化財センター所長 堤 敏幸

2 担当部局

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田23-20

静岡県埋蔵文化財センター 総務課

電話番号 054-262-4261

3 調達内容

(1) 賃貸物品及び数量

静岡県埋蔵文化財センター 高速カラー印刷機賃貸借 1台

(2) 賃貸物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日

(4) 納入期限

平成28年9月30日（金）

(5) 納入場所

静岡市清水区蒲原5300-5 静岡県埋蔵文化財センター

4 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第21号

(2) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

5 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「印刷機」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

- (3) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を相当数納入した実績（能力）を有する者であること。
- (5) アフターサービス（メンテナンス）の体制が整備されている者であること。
- (6) 静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (7) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）

イ 警察官若しくは検察官等による取調べを受けてその処分が未定である者又は刑事訴訟係属中である者

ウ 公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定である者又は審理が係属中である者

- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

6 仕様書・入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成28年8月30日（火）から平成28年9月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

7 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成28年9月6日（火）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、入札説明書の交付場所に提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成28年9月8日（木） 午前10時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市駿河区谷田23-20 静岡県埋蔵文化財センター 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書及び電子複写機の賃貸借に係る競争契約入札心得書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 現場説明会は行わない。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 本公告に基づく賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、施行令第167条の17、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年静岡県条例第89号）第1条第2号及び静岡県財務規則第32条第2項の規定に基づく長期継続契約とする。